

**令和7年度地域型食品企業等連携促進事業業務委託
質問と回答**

仕様書5 委託業務の内容

(1) 地域コンソーシアムの設置

質問①

地域コンソーシアムは「みえフードイノベーション・ネットワークをベースと」して設置し、受託者が「参画を促すこと」と記載されています。

具体的に「みえフードイノベーション・ネットワーク」の会員事業者のみが、地域コンソーシアムに参画できるのでしょうか。

回答①

地域コンソーシアムの参画事業者は既存の「みえ・フードイノベーション・ネットワーク」の会員を対象として想定していますが、既存の会員以外であっても、「みえ・フードイノベーション・ネットワーク」へのご参加を条件として、参画いただけることとします。

(2) 研修会の企画・開催業務

③

質問②

研修会を2回に分けて実施する場合は、2回とも8月中に開催する必要があるのでしょうか。

回答②

複数回に分けて研修会を実施する場合、8月中に限定せず、三重県と協議のうえ実施日を設定してください。

⑥ (イ)

質問③

「講師」を選定する際に、謝金・旅費はどのように決定するのでしょうか。

回答③

講師の謝金及び旅費については、受託者から提案のうえ、三重県の報償費支給基準（12,000円/時間を想定）や三重県の旅費規程（実費）を基準に、三重県の協議のうえ決定してください。なお、講師の謝金及び旅費は、委託料の対象経費として、受託者の負

担となります。

⑦

質問④

「専門家による相談体制を整備」と記載されていますが、「専門家」を選定する際は、受託者が提案のうえで三重県と協議して決定するのでしょうか。

また、受託者が外部の専門家を招聘する場合、謝金・旅費はどのように決定するのでしょうか。

回答④

専門家の選定については、ご認識のとおり選定の際は受託者が提案し、内容等を三重県と協議のうえ決定してください。

また、外部の専門家を招聘する際の謝金及び旅費は、受託者から提案のうえ、三重県の報償費支給基準（12,000円／時間を想定）や三重県の旅費規程（実費）を基準に、三重県の協議のうえ決定してください。なお、講師の謝金及び旅費は、委託料の対象経費として、受託者の負担となります。

（3）専門部会の開催及び地域戦略マッチングの実施業務

③

質問⑤

1回目の専門部会を開催する際、5（2）記載の研修会とかねて開催することは可能でしょうか。

回答⑤

専門部会及び研修会はそれぞれ分けて開催してください。なお、研修会は内容が多岐にわたることから、研修会を1回で開催する場合、専門部会とかねて開催することは不可となります。研修会を複数回に分ける場合は、専門部会と同日に開催することは可能です。

②・⑤

質問⑥

専門部会に派遣する専門家・地域連携推進コーディネーターの謝金・旅費の負担方法が、1回目と2回目で異なります。

継続性・有効性のある議論を進めるために、1回目と2回目で同じ専門家を派遣することは可能でしょうか。

回答⑥

1回目の専門部会に派遣する専門家は受託者が提案のうえ、内容を三重県と協議を行い決

定するものとし、同専門家の謝金及び旅費については受託者の負担となります。一方、2回目の専門部会で実施する地域戦略マッチングにおいては、全国プラットフォーム事務局からの地域連携推進コーディネーター及び専門家の派遣を想定しており、同コーディネーター及び専門家の謝金及び旅費については受託者による負担は要しません。

このうえで、継続性・有効性のある議論を進めるために、1回目に派遣した専門家と同じ者を2回目で派遣することも可能です。

(4) その他

質問⑦

「新たな食品ビジネスを少なくとも1件創出する」とは、どの程度のマッチングを想定されていますか。

“事業者間での新商品のブレインストーミング”、“試作品の完成”といった、具体的なイメージをご提示いただければ幸いです。

回答⑦

当事業の成果目標としては、試作品の開発への着手を想定しております。